

当社が調査業務を受託した

東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」が改定されました

三菱地所設計は引き続き、都市の調査分析や将来像提案などを通じて真に価値のあるまちづくりに貢献すると同時に、本業務の実績を生かしてみなさまの都市開発プロジェクトの実現を支援いたします

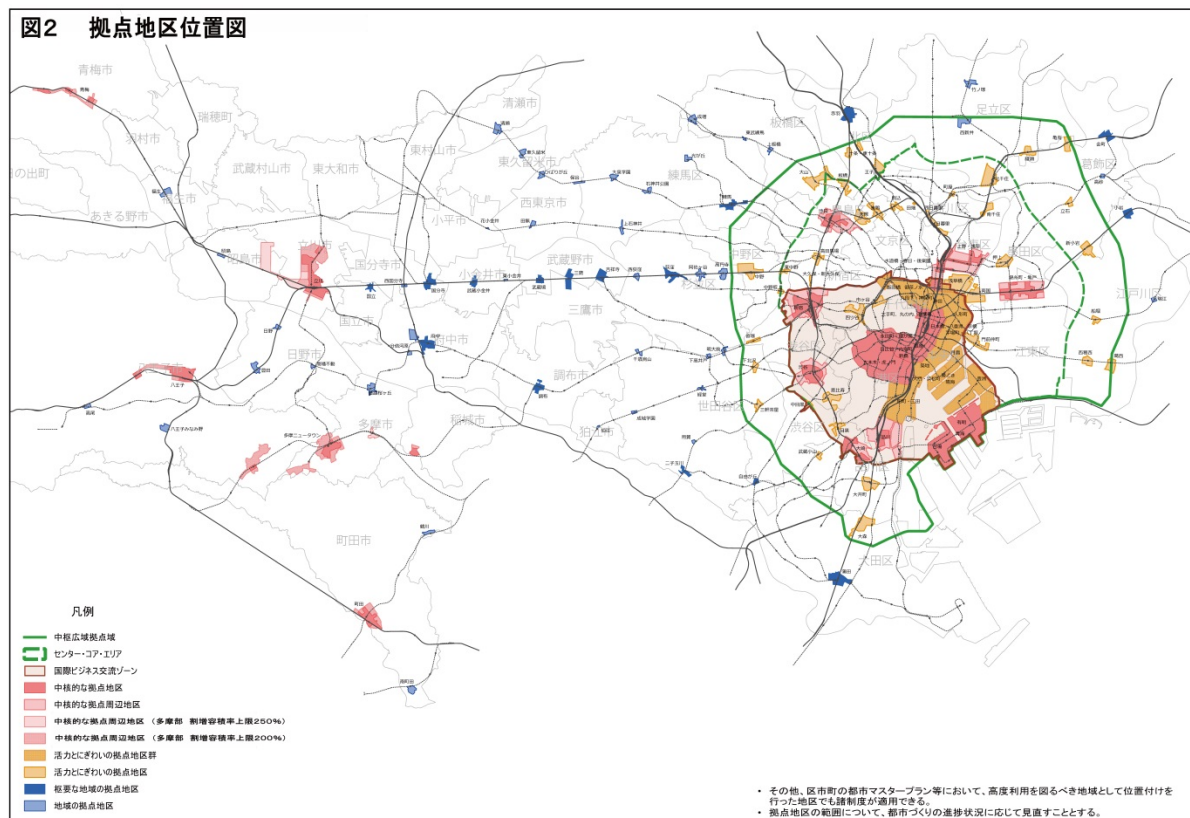
2019年3月28日、東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」が改定されました。本方針改定にあたっての調査業務を当社都市開発マネジメント部が受託し（2017-2018年度）、改定に向けた調査・分析・提案などを行いました。

今回の改定は2018年9月に策定された「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえた改定であり、本方針が2003年に策定されて以来、初の大幅な改定と言える内容です。主な改定内容は以下の通りです。

- 適用エリアの見直し（概ね環状7号線内側への拡大、国際ビジネス交流ゾーンの設定など）
- 全ての拠点・拠点周辺地区で育成用途を義務化、重点育成用途を設定
- 住宅の量的拡大から質の向上への転換
（住宅優遇型適用エリアの見直し、質の高い住宅や開発区域外貢献の評価）
- 駅とまちが一体となる取り組みの評価（駅前広場など、敷地外の利用者動線改善など、交通結節機能）
- 水辺沿い空地や河川・港湾区域整備の評価
- 公開空地へのサイクルポートや広告物の設置緩和

詳細は東京都HP（下記）をご覧ください。

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/new_ctiy/katsuyo_hoshin/hoshin_02.html



（東京都提供）